



## 令和6年度浦安市立高洲小学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

#### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる子どもたちを育てていく。

#### (2) 学校及び職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。
- ② 子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で取り組むとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切な対応を図る。
- ③ 本基本方針については、学校ホームページにアップし、児童や保護者等に周知を図るとともに、年度毎に対策等を見直し、学校・家庭・地域が連携・協力していじめ問題の克服に努める。

### 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

#### (1) いじめについて

##### ①定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) 基本施策

##### ①学校におけるいじめの防止

##### ア いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図る。
- ・児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。

##### イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる

豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。【自他を尊重する心】

- ・自他の意見の相違があっても建設的に調整し、解決していける力、自分の言動が相手や周囲にどのような影響を及ぼすかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。【豊かなかかわり】

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意 → **生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開**

- ・授業についていけない焦りや劣等感などがストレスの要因になることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。【主体的な学び】
- ・ストレスを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。【健やかな体】
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む → **居場所づくり、絆づくり**

- ・学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れる機会を充実し、児童の自己有用感を高める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。【自他を尊重する心・豊かなかかわり】

オ 児童自らがいじめについて学び、取組む → **「いのちを大切にするキャンペーン」の活用**

- ・児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ・児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置などの取り組みを推進する。

## ②いじめの早期発見のための措置

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識する。

イ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

ウ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

## (3) 組織

いじめの防止等を実行的に行うため、次の機能を担う場（特設委員会）を設置する。

構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談、スクールライフカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、保護者の代表、学校医等

組織的ないじめ対応の流れ



### 3 学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促さるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの未然防止や早期発見に係る取組に関すること。
- (2) いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること。

